

山元町

第3期障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

概要版



令和3年3月

山元町保健福祉課



1 計画の趣旨・位置付け

「山元町第3期障害者計画」は、本町における障害のある人の現状を把握するとともに、将来の動向について予測を行い、長期的視点で障害者施策の基本的な計画を策定するものです。

なお、本計画は国の指針を基本とし、本町の最上位計画である「第6次山元町総合計画」との整合性を確保するとともに、「山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2期山元町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を図りながら障害者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。

	障害者計画 (本計画)	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障害者施策の基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
山元町第2期障害者計画 (6年間)			山元町第3期障害者計画(6年間)					
山元町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			山元町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			山元町第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

3 アンケート調査結果

障害のある人が地域で生活するために必要なこと

家族や親戚の理解・支援だけでなく、行政の支援や地域の方たちの障害に対する理解を求めています。

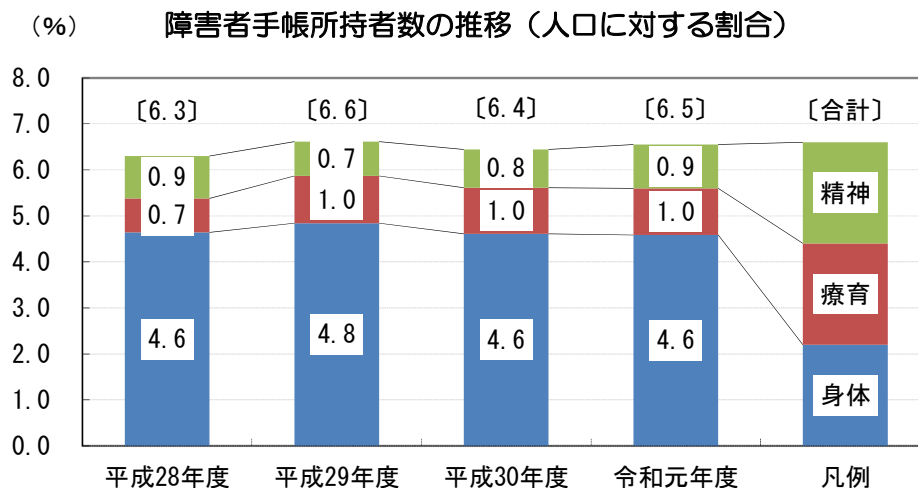
※複数回答

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族や親戚など身内の支援や理解があること	60.8	58.9	63.9	63.3	75.0
行政からの福祉に関する情報の提供	54.3	56.6	52.8	51.0	50.0
地域の方たちの障害への理解があること	52.4	49.3	61.1	59.2	71.4
災害が起きた時の支援があること	50.5	49.0	52.8	51.0	71.4
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	48.8	45.4	50.0	59.2	75.0
必要な時に生活の相談ができること	45.5	43.4	61.1	46.9	57.1
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	40.9	41.7	47.2	26.5	42.9
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	37.8	33.8	52.8	36.7	64.3
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	33.7	35.8	27.8	24.5	46.4
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	26.1	23.5	44.4	28.6	32.1
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	21.5	18.9	19.4	34.7	35.7
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	21.1	15.6	41.7	38.8	35.7
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	19.6	18.2	36.1	16.3	28.6
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	19.1	16.9	33.3	22.4	32.1
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	17.2	12.9	41.7	24.5	28.6
一般の企業に就業することができるような就労支援	16.0	12.6	30.6	22.4	32.1
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	14.8	16.6	8.3	10.2	21.4
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	14.8	13.2	19.4	22.4	21.4
その他	1.7	1.0	2.8	6.1	3.6
特に必要なことはない	2.4	2.3	8.3	2.0	-
無回答	10.0	10.6	2.8	6.1	3.6

構成比は(%)

4 障害のある人の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の総人口に対する割合をみると、令和元年度で6.5%となっています。



5 基本理念

「山元町第3期障害者計画」は、障害者基本法における「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしができる町となるよう、支援体制や生活環境の充実を図りつつ、「第6次山元町総合計画」の内容を踏まえて「ともに支え合い豊かに暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

ともに支え合い
豊かに暮らせるまち



6 計画の施策体系

基本目標	取り組み
(1) 情報アクセシビリティ※の向上（啓発・広報情報提供の強化）	①行政情報のアクセシビリティ※の向上 ※アクセシビリティ（Accessibility）：「利用のしやすさ」を指し、障害者や高齢者など、あらゆる人がパソコンやWEBページなどの情報資源を不自由なく利用できる「使いやすさ」を最優先していること。
(2) 相談体制の充実	①基幹相談支援センターの設置 ②相談支援体制の充実（緊急対応を含めた対応の体制整備） ③地域協力における連携強化
(3) 保健・医療サービスの推進	①母子保健事業の継続的推進 ②障害児支援の推進 ③精神保健相談事業の推進 ④難病に関する保健・医療施策の推進<新> ⑤福祉・医療関係機関との連携強化
(4) 障害福祉サービスの充実	①自立支援給付の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③地域生活支援拠点等の充実<新> ④高齢者・介護保険関係機関との連携強化 ⑤各関係事業所との広域連携強化 ⑥障害福祉サービスに係る苦情解決 ⑦山元町障害者地域協議会の活性化
(5) 地域移行生活の推進	①在宅福祉の充実 ②地域移行者への相談支援（生活支援・就労支援）の強化 ③人生プラン等が立てられる地域生活の推進 ④全ての世代への「自助」「共助」「公助」の浸透
(6) 防災・防犯対策の推進	①避難行動要支援者支援制度の拡充・推進 ②災害時要支援者に係る研修・防災訓練の実施 ③防犯対策の推進
(7) 暮らしやすいまちづくりの推進	①生活環境バリアフリー化の推進 ②情報バリアフリー化の推進 ③地域における心のバリアフリー化の推進 ④行政職員及び相談支援事業所の制度理解・意識向上
(8) 理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進	①障害を理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進 ③差別・虐待防止に向けた関係機関とのネットワークの構築 ④山元町障害者地域協議会における「差別解消・虐待防止部会」の設置 ⑤各種障害者団体、事業所、支援学校と連携して、共生社会の実現に向けて障害のある人ない人の各種イベントの開催とその周知 ⑥虐待時における避難シェルター整備の推進
(9) 療育・福祉教育の推進	①療育の充実及び乳幼児・児童・生徒への支援強化 ②保育所・幼稚園等における障害のある人への理解の促進 ③保育所・幼稚園との連携強化と関係機関による支援体制の充実 ④就学前・就学後の相談・支援体制の充実 ⑤生涯学習の充実 ⑥芸術・文化活動の推進と発信の場づくり ⑦スポーツ・レクリエーション活動への円滑な参加社会の提供と共生社会の実現
(10) 雇用・就労支援の充実	①ハローワーク、障害者相談支援事業所等と連携した就労相談の充実 ②事業主への啓発 ③障害者就労施設等からの物品等の購入の促進 ④就労支援と自立した生活の推進 ⑤相談支援事業所、サービス提供事業所と連携しての就労前後のケアの充実

①

情報アクセシビリティ※の向上(啓発・広報情報提供の強化)

障害のある人が様々な情報を得ることができるよう、障害による情報の格差を取り除き、自立生活、社会参加を推進するためのアクセシビリティ向上の視点を取り入れつつ、情報提供の充実を図ります。

※アクセシビリティ (Accessibility) : 「利用のしやすさ」を指し、障害者や高齢者など、あらゆる人がパソコンやWEBページなどの情報資源を不自由なく利用できる「使いやすさ」を最優先していること。

取り組み		期間
①	行政情報のアクセシビリティの向上	短期

②

相談体制の充実

「山元町第2期障害者計画」策定時は1箇所だった相談支援事業所は3箇所に拡充し、必要に応じ、相談支援専門員からの情報を共有しています。引き続き、障害者相談支援事業所や関係機関と連携し調整会議を開催するとともに、その中核を担う基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援や事業所に対する指導・助言を行いながら、課題の解決を図ります。

取り組み		期間
①	基幹相談支援センターの設置	短中期
②	相談支援体制の充実(緊急対応を含めた対応の体制整備)	短中期
③	地域協力における連携強化	短中期



各事業の後についている短期・中期・長期について

期間	内容
短期	短期的目標(実施まで1年以内)
短中期	短中期的目標(実施まで1~2年以内)
中期	中期的目標(実施まで2~3年以内)
中長期	中長期的目標(実施まで3~5年以内、調査、検討を要する。)
長期	長期的目標(実施まで5~6年以内、長期的な調査、検討を要する。)
短期~長期	短期から長期へ、継続的な実施が必要な事業

③

保健・医療サービスの推進

乳幼児健診をはじめとした各種健診、保健指導、相談事業等を実施することにより、子どものうちから望ましい生活習慣の確立を目指し、健康な身体づくりを推進するとともに、早期に障害等を発見し、必要な支援に結び付けることで、障害の軽減を図ることができます。

また、高齢化に伴い、がん・脳血管疾患・心疾患などの生活習慣病の罹患者数が増加していることから、医療費の増加、及び寝たきりや認知症など、介護の課題も大きく増加しています。さらには、現代社会におけるストレスの増加などメンタルヘルスの課題も大きく、今後は心身の健康を図り、「第6次山元町総合計画」に掲げる「子どもから高齢者まで元気で健やかに暮らせるまち」を具現化するための支援が必要になります。

	取り組み	期間
①	母子保健事業の継続的推進	短期
②	障害児支援の推進	短期
③	精神保健相談事業の推進	短期
④	難病に関する保健・医療施策の推進 <新>	中長期
⑤	福祉・医療関係機関との連携強化	長期



④

障害福祉サービスの充実

障害があっても、地域の中で役割や生きがいをもって自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。また、必要とするサービスは、社会の生活スタイルの変化によって内容も変わるため、今後もニーズを的確に把握し、支援のあり方についての検討を継続します。

取り組み		期間
①	自立支援給付の充実	短期
②	地域生活支援事業の充実	短期
③	地域生活支援拠点等の充実 <新>	短中期
④	高齢者・介護保険関係機関との連携強化	短中期
⑤	各関係事業所との広域連携強化	短中期
⑥	障害福祉サービスに係る苦情解決	短期
⑦	山元町障害者地域協議会の活性化	短中期

⑤

地域移行生活の推進

地域で自立して生活を営むために、個々の障害の特性に応じた、在宅福祉サービスの充実が必要です。また、地域の協力が不可欠であることから、地域福祉における「自助」、「共助」、「公助」の浸透を図ります。

- ・自助（じじょ）：住民一人ひとりが豊かな生活を送るため努力すること。
- ・共助（きょうじょ）：近隣の方々、また住民が豊かな生活を送るために支え合うこと。
- ・公助（こうじょ）：「自助」「共助」では解決できない課題を法律や制度に基づき、行政機関等がサービス等の提供を行うこと。

取り組み		期間
①	在宅福祉の充実	中長期
②	地域移行者への相談支援(生活支援・就労支援)の強化	短中期
③	人生プラン等が立てられる地域生活の推進	中長期
④	全ての世代への「自助」「共助」「公助」の浸透	短期～長期

⑥

防災・防犯対策の推進

地震や台風等の大規模災害の発生が懸念されることから、「山元町地域防災計画」に基づき災害に備え、発生時の不安を解消すべく、災害時における要支援者の支援体制を構築し、ハザードマップで広く周知を行います。また、常時から、既に協定を締結している福祉避難所と連携、運営体制の整備を図るとともに、地域における共助が図られるように障害のある人と家族、地域の関係機関等の研修・防災訓練を実施します。

取り組み		期間
①	避難行動要支援者支援制度の拡充・推進	短期
②	災害時要支援者に係る研修・防災訓練の実施	短期～長期
③	防犯対策の推進	短期

⑦

暮らしやすいまちづくりの推進

新たなまちづくりにおいては、建物や道路などの安全性の向上を図り、障害のある人もない人も、すべての町民にとって優しく、暮らしやすいバリアフリー化されたまちづくりを推進していくことが課題となります。

また、ハード面のみならず、情報提供のあり方、行政サービス等における配慮、地域住民の理解促進など、ソフト面及び個人の意識も含めた、心のバリアフリー化を図ります。

取り組み		期間
①	生活環境バリアフリー化の推進	短期～長期
②	情報バリアフリー化の推進	短期
③	地域における心のバリアフリー化の推進	短中期
④	行政職員及び相談支援事業所の制度理解・意識向上	短期





理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進

障害のある人もない人も、ともに支え合う共生社会の実現にはお互いを理解することが重要であり、障害のある人に対する虐待や差別はお互いの理解不足に起因すると考えられることから、相互理解を深め、権利を守るため、交流、周知、啓発に努めます。

	取り組み	期間
①	障害を理由とする差別の解消の推進	短中期
②	権利擁護の推進	短期
③	差別・虐待防止に向けた関係機関とのネットワークの構築	短中期
④	山元町障害者地域協議会における「差別解消・虐待防止部会」の設置	短中期
⑤	各種障害者団体、事業所、支援学校と連携して、共生社会の実現に向けて障害のある人ない人の各種イベントの開催とその周知	短中期
⑥	虐待時における避難シェルター整備の推進	短中期



療育・福祉教育の推進

障害のある子どもと保護者が健やかで安心した日々を過ごすためには、早期発見による障害の治療・療育が必要であり、保育所・幼稚園等も加えた見守り・支援体制が必要です。また、障害の有無に関係なく、子どもの成長に合わせ、学校等と連携し、福祉教育の更なる充実が図れるよう努めます。そして、障害の有無によらず、分け隔てなく、子どもから大人まで生涯学習を受ける機会のある場をつくることを目指し、その中で芸術・文化活動等、障害のある人の潜在的才能を発掘・発揮し、発表・発信できる場を設けることで、生きがいを持てる環境づくりを促進します。併せて、「第6次山元町総合計画」に掲げる「子どもの成長に応じた多様な子育てニーズに対応する、きめ細やかなサービスが充実したまち」を具現化するために、障害のある子ども・ない子ども、ともに支援体制の充実に努めます。

	取り組み	期間
①	療育の充実及び乳幼児・児童・生徒への支援強化	短期～長期
②	保育所・幼稚園等における障害のある人への理解の促進	短期～長期
③	保育所・幼稚園との連携強化と関係機関による支援体制の充実	短期～長期
④	就学前・就学後の相談・支援体制の充実	短期～長期
⑤	生涯学習の充実	短期～長期
⑥	芸術・文化活動の推進と発信の場づくり	短中期
⑦	スポーツ・レクリエーション活動への円滑な参加社会の提供と共生社会の実現	短期～長期

雇用・就労支援の充実

山元町障害者地域協議会、相談支援事業所、サービス提供事業所、商工会等の関係機関と連携し、障害のある人の一般就労の受入れ先の確保、就労定着の支援を行い、一般就労の促進を図ります。また、一般就労が困難な障害のある人に向けて、それぞれの特性に応じた福祉的就労、訓練を通して、その能力等を十分に発揮できるよう支援を行うと共に、就労支援サービスの情報提供を行います。

障害のある人が働くために、雇用側の障害に対する理解、就業前後の相談支援体制の強化を図るべく関係機関との連携を図ります。

	取り組み	期間
①	ハローワーク、障害者相談支援事業所等と連携した就労相談の充実	短期～長期
②	事業主への啓発	短中期
③	障害者就労施設等からの物品等の購入の促進	短期
④	就労支援と自立した生活の推進	短期～長期
⑤	相談支援事業所、サービス提供事業所と連携しての就労前後のケアの充実	短期～長期



7 計画の推進体制・進行管理

計画の推進体制

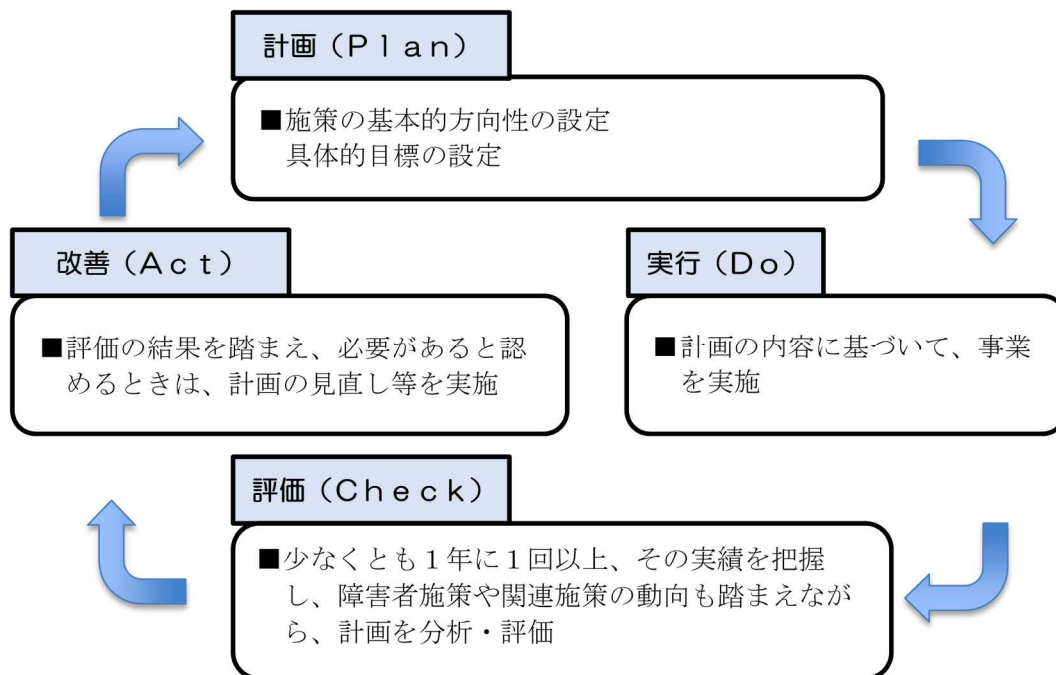
本計画の推進にあたっては、障害のある人と家族、障害者団体、サービス提供事業者等、関係機関との連携のもと、総合的・一体的に進めます。

また、地域の障害福祉に関するシステムの構築に関して中核的な役割を果たす「山元町障害者地域協議会」の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進します。

計画の進行管理

本計画の実施状況については、サービス提供事業者等、関係機関の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査・把握し、PDCAサイクルを活用しながら、数値目標などについて、点検を行い、必要であれば、現況に即した目標値の再設定等を行います。

また、「山元町障害者地域協議会」を核に、当事者である障害のある人、障害者関連団体、相談支援事業所等からの意見及びニーズを踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について、具体的な検討・提案を行います。



山元町第3期障害者計画

発行年月日: 令和3年3月

編集: 山元町 保健福祉課 福祉班

〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

TEL: 0223-37-1113 FAX: 0223-37-4144

